

「岡谷市こども家庭センター まゆっこベースおかや」の設置について

子ども課

1. 概 要

令和4年に児童福祉法が改正され、子育て家庭を包括的に支援する体制を構築するため、児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」（子ども課内）と、母子保健の「子育て世代包括支援センター」（健康推進課内）の機能を統合した「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。これを受け、本市における子育て世帯の一体的な相談支援等を行う機関として、子ども課に「こども家庭センター」を設置する。

併せて、教育総務課の子ども総合相談センター（改称予定）との連携を強化し、こどもに関する相談窓口を一本化し、周産期から青年期までの相談支援体制のワンストップ化を図り、子育て世代の支援体制の充実を図る。

2. 名 称 岡谷市こども家庭センター

（愛 称）まゆっこベースおかや （おかやのこどものベース&こどもがベース）

3. 設 置 日 令和6年4月1日

4. 業務内容

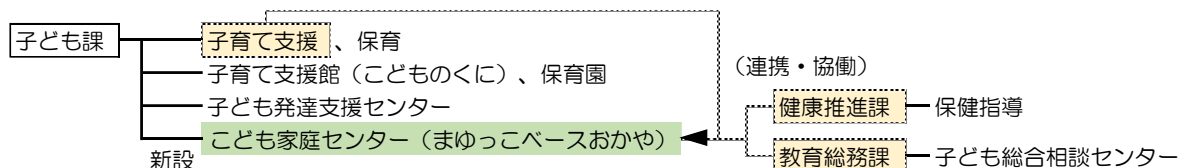
- ・母子保健業務、児童福祉業務、教育相談業務の連携及び支援の包括的マネジメント
- ・子育て世帯の実情把握、相談支援（周産期-幼児期-学齢期）
- ・母子保健、児童福祉、教育に係る情報の連携及び提供
- ・子ども、保護者に関わるサポートプランの構築（作成・評価・更新）、ケース会議開催
- ・関係機関、地域との連携による支援体制の構築 など

5. 職員体制

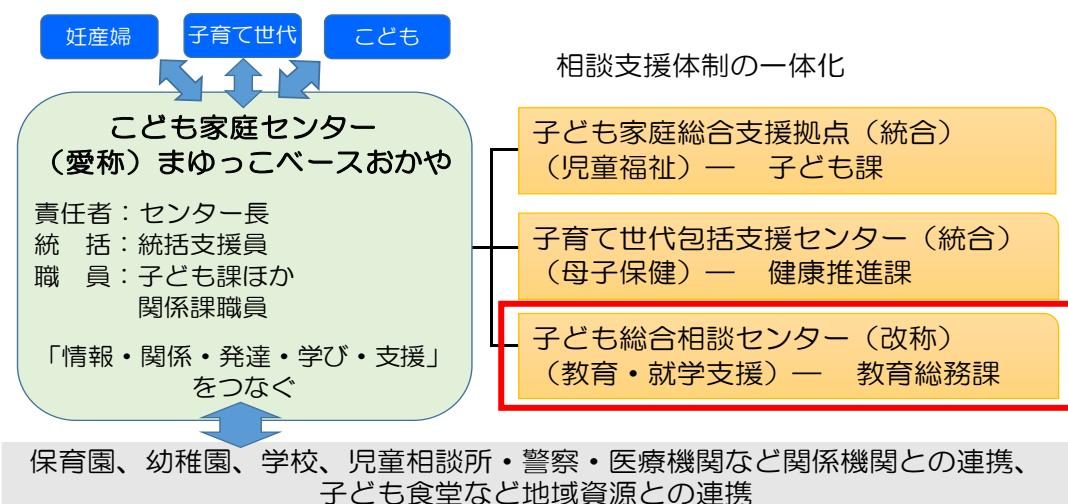
- ・センター長、統括支援員（要件配置）、ほか子ども課、関係課職員による横断的組織

6. 組織イメージ（こども家庭センター設置要綱による位置づけ）

・組織体系



・組織イメージ



7. 設置場所

こども家庭センターの設置場所は、下記配置図のとおり、子ども課内の保育担当と子育て支援担当を入れ替え、教育総務課の子ども総合相談センターと隣接させます。

また、こども家庭センター内に、旧子育て世代包括支援センター機能を担当する健康推進課職員用の席を設け、こどもに関する相談窓口を市役所庁舎2階の1ヶ所に集約し、相談支援体制のワンストップ化を図ります。

【市役所庁舎2階配置図】

